

八戸市学校適正配置検討委員会

審 議 状 況 報 告

平成 22 年 5 月 17 日

本報告は、八戸市学校適正配置検討委員会が審議終了まで非公開となっている中で、昨年 5 月の設置から約 1 年が経過した現時点における審議状況を報告するものである。

(1) 会議の開催状況

八戸市学校適正配置検討委員会では、昨年5月の発足から、これまで計12回の会議を重ねている。

平成21年度は、当初8回の予定であったが、2回追加して計10回の会議を開催した。

平成22年度は、現在のところ8回の開催を予定している。

<平成21年度>

第1回	平成21年5月25日(月)	第6回	平成21年11月5日(木)
第2回	平成21年6月18日(木)	第7回	平成21年12月21日(月)
第3回	平成21年7月14日(火)	第8回	平成22年1月21日(木)
第4回	平成21年8月19日(水)	第9回	平成22年2月22日(月)
第5回	平成21年10月5日(月)	第10回	平成22年3月25日(木)

<平成22年度>

第11回	平成22年4月26日(月)
第12回	平成22年5月17日(月)

(2) 審議の進捗状況

八戸市学校適正配置検討委員会では、おおむね地域意見交換会が終わった地区の学校から順次検討に着手している。

審議にあたっては、他都市の適正配置の手法例、学区外通学許可基準、小規模校対策なども参考にしつつ、審議の都度、各学校のおおよその方向性を導き出しながらも、その後の審議によっては再度検討し直すことも考慮しながら、市全体の適正配置について検討を進めている。

市教育委員会が開催している地域意見交換会が終了するのは本年8月頃が見込まれており、当検討委員会の審議が終了するのはそれ以降になる予定である。

＜地域意見交換会と検討委員会の進捗状況＞

	地区	対象学校	地域意見交換会	検討委員会
1	下長中地区	下長中、下長小、城北小、高館小	○	○
2	北稜中地区	北稜中、根岸小、日計ヶ丘小	○	○
3	美保野中地区	美保野中、美保野小	○	○
4	島守中地区	島守中、島守小	○	○
5	中沢中地区	中沢中、市野沢小、中野小、鳩田小	○	○
6	長者中地区	長者中、長者小、函南小、番屋小	○	○
7	是川中地区	是川中、是川小、是川東小	○	○
8	大館中地区	大館中、新井田小、松館小	○	○
9	南浜中地区	南浜中、種差小、大久喜小、金浜小	○	○
10	鮫中地区	鮫中、鮫小、種差小	○	○
11	白銀中地区	白銀中、白銀小、白鷗小	○	○
12	白銀南中地区	白銀南中、白銀南小、白鷗小	○	○
13	湊中地区	湊中、湊小、青潮小	○	○
14	東中地区	東中、青潮小、町畑小、旭ヶ丘小	○	○
15	第一中地区	第一中、吹上小、中居林小	○	○
16	第二中地区	第二中、八戸小、城下小	○	○
17	小中野中地区	小中野中、小中野小	○	○
18	第三中地区	第三中、柏崎小	○	○
19	江陽中地区	江陽中、江陽小	○	○
20	根城中地区	根城中、根城小、江南小、田面木小		
21	白山台中地区	白山台中、白山台小、田面木小		
	市川中地区	市川中、桔梗野小、轟木小、多賀小、多賀台小		
	三条中地区	三条中、三条小、西園小		
	豊崎中地区	豊崎中、豊崎小		
	明治中地区	明治中、明治小		

※地域意見交換会は、開催が終了した地区に「○」印、検討委員会は、審議に「着手」した地区に「○」印をつけており、審議の「終了」を意味しない。

(3) 審議内容

審議途中である現在は会議の内容を非公開としており、会議録等はすべての審議が終了した後に公開する予定であるが、総論的な意見として、

- ・学校教育の目標は自立した社会人の養成であり、そのためにはある程度の集団の中で人間形成していくことが非常に重要な視点である。
- ・通学区域については、児童生徒の教育環境はもちろんのこと、町内会などの関係も考慮すべき。
- ・学校適正配置の検討には、短期的な視点と長期的な視点の両方が必要である。

などの発言があった。

これまででは主に各学校の状況把握に重点を置いて検討していたが、今後はさらに全市的・総合的な見地から検討を加え、最終的な提言をまとめて参りたい。

なお、これまでの審議の中で、学区外通学許可基準について、以下のような場合については現行基準を見直すことが適当との意見で一致したので、あわせて報告する。

<学区外通学許可基準について>

地域の子どもは地域の学校に通うことが大切であり、やみくもに学区外通学を許可することは避けるべきであるが、児童生徒の教育環境を第一に考えた場合、転校による児童生徒の精神的負担や、小学校と中学校の滑らかな接続等を考慮すると、

- ・転居などの理由で在学中に指定校が変わっても引き続き現在の学校に通いたい場合
- ・小学校で学区外通学していて、中学校に進学する際、在学する小学校と接続する中学校に進学したい場合

については、保護者が児童生徒の通学上の安全及び通学にかかる費用について責任を持つことを条件として、学区外通学を認めるのが適当と思われる。